

第 4540 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月 3日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税の免税事業者

**Q**：消費税の免税事業者の要件が来年から変わるとか。どのようになるのですか？

**A**：前年の課税売上高なども要件に取り込まれました。

### 【解説】

消費税では、これまで基準期間の課税売上高が1,000万円以下（基準期間のない法人でその事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上のものを除く）であれば免税事業者になれたのですが、平成25年1月1日以後開始事業年度からは、事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次の課税売上高が1,000万円を超える事業者については、免税事業者になれないこととなっています。

ただし、以下の課税売上高の金額に代えて給与等の支払額の金額を用いることも認められていますので、どちらかが1,000万円以下であれば免税になることができます。

- ①個人事業者：その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
- ②法人：その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く。）開始の日から6ヶ月間の課税売上高
- ③その事業年度の前事業年度が7ヶ月以下で、その事業年度の前1年内に開始した前々事業年度がある法人：その前々事業年度の開始の日から6ヶ月間の課税売上高（その前々事業年度が5月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）

